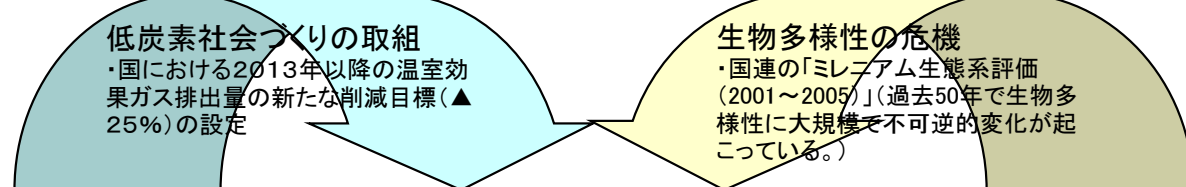


第1章 1・2 計画策定の趣旨と計画の基本的事項（位置付けと性格、目標年度）

第1章 3 現行計画(平成16年度改定以後)における主な課題

<p>I 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築</p> <p>【廃棄物対策】 ・H20年度の産廃の発生量・処分量がH16年度比増 ・大規模不法投棄事案の早期解決が必要 ・一般廃棄物の目標達成を受け、新たな目標設定が必要</p> <p>【温暖化対策】 ・温室効果ガス排出量が基準年比+17.5%(H19)と大幅増</p> <p>【大気・水質・化学物質】 ・国道23号沿道で自動車排ガスによる基準未達成地点がある。 ・生活排水処理整備率の一層の向上が必要 ・継続的な常時監視、新たな基準への対応が必要 ・大規模事業者の法令違反が発生</p>	<p>II 人と自然が共にある環境の保全</p> <p>【生物多様性】 ・「三重県レッドデータブック2005」による絶滅種は53種、絶滅危惧種が1430種 ・過疎化、高齢化、生活様式の変化等により里地里山の機能が失われかけている。 ・鳥獣被害が拡大、適正な個体数管理と獣害対策が必要</p> <p>【ふれあいの場の確保】 ・老朽化施設の更新が進んでいない。自然災害の影響を受けやすい。</p> <p>【森林・農地・沿岸海域の環境の保全】 ・公益的機能を維持するための地域の取組への支援が必要</p>
<p>III やすらぎと潤いのある快適な環境の創造</p> <p>【身近な自然環境の保全】 ・1人あたりの都市公園の整備面積が全国平均より低く、引き続き整備が必要 ・市町の「緑の基本計画」策定の促進が必要</p> <p>【景観の形成】 ・住民主体の景観まちづくり活動を支援することが重要 ・高齢化等により農山漁村の景観が保全されにくくなっている。</p> <p>【歴史・文化的環境の保全】 ・地域の住民による文化財等の保存、活用への支援が必要</p>	<p>IV 自主・協働による環境保全活動の促進</p> <p>【環境経営の促進】 ・ISO14001取得事業者で悪質な法令違反の事例が発覚した。 ・三重県版小規模事業所向けマネジメントシステムの一層の導入促進が必要</p> <p>【環境教育の充実等】 ・三重県環境学習情報センターの一層の活用</p> <p>【国際環境協力】 ・環境協力先の意向や研修内容等、これまでの取組結果も踏まえ、今後の事業のあり方を見直すことが望ましい。</p>

第1章 4 環境問題をとりにくく時代潮流と環境に関する県民意識



県民ニーズ(一万人アンケートから)

【重要度高く:満足度低い項目】「地球温暖化防止」
【重要度高く:満足度高い項目】「きれいな空気」、「川や海の水質」、「飲料水の供給」

「県民しあわせプラン」(平成16年)のめざすべき3つの社会像のひとつ「くらしの安全・安心が確立された社会」。

「私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。」

平成16年以降、上記の「第1章3現行計画における主な課題」から、「地球温暖化対策」、「廃棄物対策」、「大気・水環境」、「生物多様性」などの項目に顕著な課題が見られたこと、県民意識からも同様の傾向がみられること、2つの時代潮流も踏まえ、めざすべき社会像に向けた取組をさらに充実強化していくこととする。

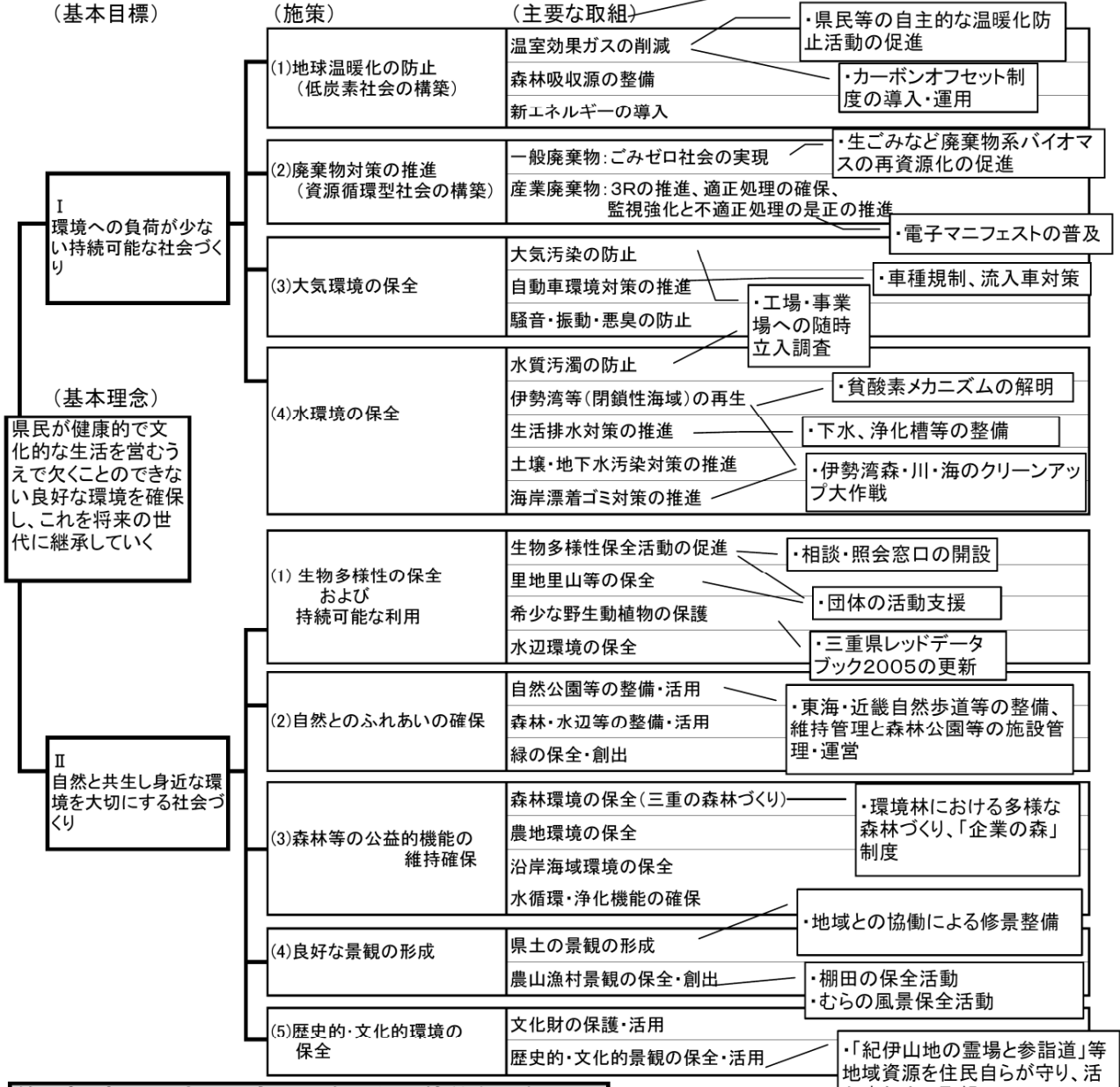
第1章 5 新しい計画のめざすべき姿と基本目標

基本目標 I 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
基本目標 II 自然と共生し、身近な環境を大切にする社会づくり

第1章 6 新しい計画における目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

「県民しあわせプラン」次期戦略計画における基本的考え方(県政展開のベース)「文化力」、「新しい時代の公」による政策展開を進める。(課題認識)「絆の再生※」、「雇用と経済」、「地域主権改革」などへの対応を図る。(※人口減少、過疎化、高齢化などによって地域社会で助け合い・支えあいの機能が低下していることなどの諸課題に対して、地域における絆の再生が必要であるとの課題認識)

第2章 新しい計画の体系と施策の内容



第3章 新しい計画の実現に向けた一体的な取組

1 ひとを育てる ～環境学習・教育の推進～	地域社会や学校における環境学習・環境教育の推進と拠点施設の活用	・三重県環境学習情報センターが行う各種環境講座・指導者育成講座
2 担い手となる主体を広げる ～環境活動の促進～	各主体の連携による環境保全活動の促進や指導者の育成	・三重県版小規模事業所向けマネジメントシステム(M-EMS)の普及促進
3 環境経営を進める・環境と経済の両立をはかる	環境経営の促進や環境・エネルギー関連分野への取組	・みえ環境活動賞などの表彰制度
4 しくみをよりの確に運用する	表彰制度の運用、環境影響評価等の実施、公害事前審査制度等の活用など	・微小粒子状物質PM2.5の研究
5 技術・情報基盤をより充実する	研究開発の推進、監視・観測等の体制整備など	
6 環境で貢献する	国際的な環境協力・貢献の推進 関係研究機関との協力・連携	・産業公害防止技術の研修

第4章 環境配慮の指針 ～各主体の役割～ (県、市町、事業者、県民)

第5章 計画の推進(推進体制、中期(推進)計画による進行管理)